

(議案第3号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

- 委員：配布されている資料に記載している縮尺と実際の縮尺が違うように見える。
- 事務局：今回は都市計画決定する数が多いため、本日の資料では1ページに2枚を印刷しており、ご指摘のとおり実際の縮尺と違うことの説明が不足していた。縦覧等では記載している縮尺(2500分の1)で行う。
- 委員：都市計画決定するということは、児童生徒数が減っても、今後も教育施設として使用するのか。
- 事務局：都市計画決定する目的としては、記載している区域を学校として使用していくという意味決定であり、コミュニティの拠点として多様な役割を担いながら、今後も学校として活用していく。
- 委員：南部地域は児童生徒数が少ないので住環境の整備についても力を入れてほしい。このまま何もしなければ、南部地域に若い人が少なくなってしまうため、南部地域の住環境の整備について、どのように考えているか。
- 事務局：南部地域における住環境については、ファミリー世帯に定住、転入してもらえるような取組が必要と考えている。
- 委員：児童生徒数が減ると学校運営ができなくなるので、南部地域の住環境等の整備も視野を入れた取組をしてほしい。
- 委員：今回都市計画決定をすると、今後、学校の統廃合する場合など、どのような規制や手続きが必要となるのか。
- 事務局：現在、統廃合事業は終了しているため、当面の学校統廃合の予定はない。しかし、将来さらに児童生徒数が減少していくことで、統廃合事業で学校を廃校にする場合は、都市計画審議会に諮り、都市計画決定から外すという手続きを行うことになる。
- 委員：一度都市計画決定をした場合、都市計画審議会で審議し都市計画決定を廃止するという認識で問題ないか。
- 事務局：その通りである。
- 委員：都市計画決定することで何年間に変更しないというような担保はあるのか。
- 事務局：何年間も担保するというような規定はない。

以上